

西宮市立西宮高等学校の資料の複写取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立西宮高等学校（以下「本校」という。）が行う本校所蔵の資料等（以下「資料」という。）の複写に関して、必要な事項を定める。

(利用の申込)

第2条 資料の複写を希望する者は、「コピー使用届」に必要事項を記入の上、学校長の承諾を受けなければならない。

(取扱時間)

第3条 複写サービスの取扱時間は、職員の勤務時間内とする。

(複写料)

第4条 第2条の規定により、承諾を受けた者は、複写料を納入しなければならない。
2 複写料は西宮市教育委員会情報公開条例施行規則（昭和62年西宮市教育委員会規則第4号）第7条に準じ、1枚（白黒A3サイズまで）につき10円とする。

(複写の制限)

第5条 次の各号の一に該当するときは、資料の複写を認めない。

- (1) 法令により、保護された著作者の権利を侵害するもの
- (2) 複写により、資料に損傷をきたすおそれのあるもの
- (3) 技術的に複写が困難なもの
- (4) 学校長が、複写を不相当と認めるもの

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 西宮市立西宮高等学校の複写機使用取扱要領は廃止する。